

ODNJチーム共創規程

改正：2024年6月15日

OD Network Japan(以下、「当団体」と記す)のMVV(ミッション, ビジョン, 価値観)に基づいて会員を中心とする自発的な活動機会をチームと呼びます。当団体は、ODNJチーム共創委員会(以下、「当委員会」と記す)を通じてチームの活動を支援します。具体的には、必要に応じてホームページやメールニュースでの情報発信や補助金の交付、および運営に関する相談に応じます。

【チームの活動条件】

1. チームは当団体のMVVに基づく活動テーマであれば立ち上げが可能です。特定のイベントの実施などを目的とした有期のプロジェクトでも構いません。
2. チームの活動の周知に適宜当団体のWebページや会員向けメールニュースを使うことができます。
3. チームは必要に応じて、当委員会に活動のための予算を申請し、当委員会の判断により補助金を受けることができます。
4. チームの正式名称には「ODNJ」を入れてください。
例「ODNJ〇〇〇〇〇」など
5. 会員相互のコミュニティであるので、原則としてチームのメンバーは3名以上の当団体の会員とします。メンバーに本規程の【チームの活動条件】をよくご理解いただいでください。
6. チームの当団体の会員であるメンバーから代表者を選出するとともに、チームに所属するメンバーを「(様式)チームメンバー名簿」で最新化し、適宜当委員会と共有してください。
7. 活動報告および収支報告を当委員会に年度末に行ってください。
8. 個人の収益となるような活動や営業行為を行わないでください。
9. チームの活動を告知する場合は、ODNJとしての企画と区別するため、告知のタイトルにODNJでの会員自主企画である旨を記載してください。
例「【ODNJ会員自主企画】〇〇〇〇〇」など
10. チームの活動による成果等および活動を通じて得た個人情報および企業情報等は、当該情報(文字、画像、映像、音声を含む)の当事者およびチームの代表者に無断でチームの外に持ち出さないでください。また、チームが企画するイベント等へのチームのメンバー以外の参加者に対しても同様の配慮をお伝えください。
11. チームの活動で用いるコンテンツの著作権はその作成者に帰属します。コンテンツ作成者に無断で以下の行為を行うことは著作権侵害となりますのでご注意ください。
 - (ア) コンテンツの一部または全部を、コンテンツ作成者に無断で転載、掲載すること
 - (イ) コンテンツをもとに、コンテンツ作成者に無断で類似のセミナーを行うこと、またはコンサルティングを行うこと

(ウ) その他、コンテンツ作成者に帰属する著作権を侵害する行為を行うこと

12. 本件に関する相談先/連絡先は当委員会とします.

【登録期間等】

1. 登録期間
年度単位とする
2. 更新
年度毎に年度初めに更新する
3. 登録申請期間
当該年度4月からとする

【登録方法】

申請書式に従い当委員会に提出してください。当委員会で登録要件等を確認の上、登録手続き完了します。

【登録窓口・お問い合わせ】

OD Network Japan チーム共創委員会 (teams@odnj.org)

以上